

3世代

参加無料!

ふれあい食堂

こどももおとなもみんなでワイワイ♡・ニコニコ😊

コロナ禍により、外出する機会が減少したことにより

地域間でのふれあいが減少していることから、こども達やその家族と

高齢者が一緒に「食事」をし、「遊んで」、「話して」、「笑顔」あふれる

交流の場として市内6カ所に設置している、さんあい広場内で

楽しいイベントを開催します。

詳細は下の二次元コードにアクセスしてネ!!

おやつ等
プレゼント

お弁当
申し込み
先着順

高校生以下
保護者同伴

事前予約制
申し込み必要

楽しく
はなそ

一緒に
たべよ

みんなで
あそぼ

みんなで
わらお

- 参加希望は下記受付期間に**各さんあい広場に行って直接申し込んでください。**
- お弁当は、下記受付期間に申し込んだ人のみ当日配布します。開催日の当日にお弁当の申し込みはできません。また、お弁当の配布には数に限りがあります。下記受付期間内であっても予定数に達した場合、お弁当の申し込みは終了します(お弁当の配布が終了してもイベントの参加は可能です。その場合もあらかじめ下記受付期間内に各さんあい広場に直接申し込んでください)。
- お弁当は、食中毒等の衛生上の観点から持ち帰りはできません。
- 子どもから大人まで同じお弁当です。またアレルギー対応のお弁当は用意できません(お弁当の持ち込み可)。
- 参加者の皆さんと一緒に話ししながらお弁当を食べ、輪投げ遊びやけん玉、折り紙、オセロや将棋などたくさんゲームで遊みましょう。
- お菓子もたくさん用意しているので、お弁当は希望しなくても参加できます。お孫さんやお子さんと一緒に気軽に参加しましょう。
- 各さんあい広場によって、お弁当の種類や遊び内容は異なります。
- 当日は徒歩か自転車で参加いただき、車でお越しの人は最寄りのコインパーキングに駐車してください。



さんあい広場名	お弁当 配布人数	開催日	受付期間
「さた」 (佐太小学校内)	50人	①5/28(日) ②8/27(日) ③12/17(日) ④3/17(日) いずれも11:00開設 15:00終了(予定)	①5/6(土)・5/13(土) ②8/5(土)・8/12(土) ③11/25(土)・12/2(土) ④2/24(土)・3/2(土) いずれも10:00~12:00 さんあい広場「さた」内
「さくら」 (さくら小学校内)	50人	①6/4(日) ②9/3(日) ③11/5(日) ④3/3(日) いずれも11:00開設 15:00終了(予定)	①5/14(日)・5/21(日) ②8/13(日)・8/20(日) ③10/15(日)・10/22(日) ④2/11(日)・2/18(日) いずれも10:00~12:00 さんあい広場「さくら」内
「かすが」 (さつき学園内)	50人	①7/16(日) ②9/17(日) ③10/15(日) ④11/19(日) いずれも11:00開設 15:00終了(予定)	①6/11(日) ②7/9(日) ③9/10(日) ④10/8(日) いずれも9:00~12:00 さんあい広場「かすが」内
「とうだ」 (藤田小学校内)	50人	①5/28(日) ②8/27(日) ③12/17(日) ④3/17(日) いずれも11:00開設 15:00終了(予定)	①5/7(日)・5/14(日) ②8/6(日)・8/13(日) ③11/26(日)・12/3(日) ④2/25(日)・3/3(日) いずれも10:00~12:00 さんあい広場「とうだ」内
「きんだ」 (金田小学校内)	50人	①5/21(日) ②9/24(日) ③12/17(日) ④2/18(日) いずれも11:00開設 15:00終了(予定)	①5/7(日)・5/14(日) ②9/3(日)・9/10(日) ③12/3(日)・12/10(日) ④2/4(日)・2/11(日) いずれも10:00~12:00 さんあい広場「きんだ」内
「よつば」 (東部エリアコミュニティセンター よつば未来公園会議室内他)	100人	①6/3(土) ②9/9(土) ③11/18(土) ④3/23(土) いずれも10:00開設 14:00終了(予定)	①5/20(土) ②8/26(土) ③11/4(土) ④3/9(土) いずれも10:00~12:00 東部エリアコミュニティセンター よつば未来公園会議室

さんあい広場「3世代ふれあい食堂」の詳細についてはコチラ▶

問 高齢介護課 TEL06-6992-1610

参加希望は上記受付期間に**各さんあい広場に行って直接申し込んでください。**



市内商業者、市内工業者の皆さんへ 守口市商業振興事業支援補助金、 守口市工業活性化支援補助金を交付します



守口市商業振興事業支援補助金

市内の中小商業者およびその団体が、消費者の利便性の向上および集客力の拡大を図るため実施する事業に係る経費の一部を、予算の範囲内で補助します。

補助事業	補助内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
イベント	地域住民の参画を得て行う地域のにぎわいの創出又は市内商業の活性化に関する事業(同一の内容の事業を年に複数回実施する場合は、これらを1の事業とする。)	広告宣伝費、材料費、会場借上料、レンタル料、外部専門家の謝金、委託料	50%以内	150,000円 (PRイベントにあっては300,000円)
商業まつり	守口市商業連盟が、市内における商業の活性化及び市民の消費生活の充実を図るために、市内の各地において、特定の期間に行う事業			1,000,000円
人材育成事業	中小企業者の経営能力の向上又は魅力ある商店及び商店街の形成のために実施する、中小商業者を対象とする講座又は研修に関する事業			250,000円
情報発信事業	商店街等への来訪者を増加させるために行うインターネット等による情報発信に関する事業			250,000円
産学連携事業	大学その他の教育施設と連携して行う商店街等の活性化に関する事業			250,000円
ECサイト新規開設事業	ECサイトを新しく開設する事業	新たにECサイトを開設するために必要となるコンテンツ制作費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入費、独自ドメイン取得料、ECサイト内のページの翻訳料、ECサイト作成ソフト購入費及び委託料並びにECサイト開設に係るセミナー受講料	100%	150,000円

守口市工業活性化支援補助金

市内の中小工業者が工業基盤の安定および強化並びに工業活性化を目的に実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内で補助します。

補助事業	補助内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
生産性向上設備等設置事業	生産性向上を目的に導入する設備等であって、直接に事業の用に供するもの(次に掲げる設備等を除く。)の設置 ア リース契約に基づき取得した設備等 イ 複数の事業者で共同所有する設備等 ウ 完全親会社(子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。)とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等 エ 既存の設備等の更新のために取得した同等の設備等	生産性向上設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費	50%以内	250,000円
生活環境保全設備等設置事業	事業所の周辺住民に配慮して、生活環境を保全又は改善することを目的に設置する設備等であって、当該目的にのみ用いるもの(次に掲げる設備等を除く。)の設置 ア リース契約に基づき取得した設備等 イ 複数の事業者で共同所有する設備等 ウ 完全親会社(子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。)とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等 エ 既存の設備等の更新のために取得した同等の設備等	生活環境保全設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費		250,000円
展示場出展事業	販路開拓を目的に100社以上が出展している展示場への出展	出展小間料金、装飾経費及び出品物搬出入経費		250,000円
ホームページ開設又は改修事業	自社ホームページの新規開設又は改修	新たに開設し、又は改修するホームページのコンテンツ制作費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入費、独自ドメイン取得料、ホームページ作成ソフト購入費及び委託料		150,000円
地域交流事業	事業内容を周知することで事業所の周辺住民への操業理解の向上につながることを目的として、中小工業者が自ら実施する地域交流又は地域支援	広告宣伝費、材料費、会場借上料、レンタル料及び委託料		150,000円
職場環境改善事業	職場環境を改善することで労働意欲を高め、人材を確保していくことを目的とした設備又は施設の整備	トイレ、洗面所、更衣室、シャワー等の職場環境の改善を図ることを目的とした設備の設置又は改修に要する経費及び職場環境の改善を図ることを目的とした敷地内の施設等の整備に要する経費	300,000円	
人材育成支援事業	従業員の資質向上及び能力開発を目的とした研修の参加又は免許、資格等の取得	外部から招いた講師に対する講師料、外部の研修機関等に対する受講料及び業務上有用と認められる免許、資格等の取得に要する受講料又は受講料(既に取得している免許、資格等の更新に要する費用及び当該免許、資格等の取得に必須でない費用を除く。)並びに研修等の開催のために必要と認められる機材、機器及び貸し会議室等の借上げに要した経費	150,000円	
産業財産権取得事業(特許権)	産業財産権(申請日の属する年度に設定登録され、又は拒絶査定されたものに限る。)の取得。ただし、設定登録後に実用新案技術評価請求を行う場合については、実用新案権(申請日の属する年度に実用新案技術評価書の送付を受けたものに限る。)の取得及び実用新案技術評価請求とする。	産業財産権の取得に要する出願手数料、登録料、電子化手数料、出願審査請求手数料、実用新案技術評価請求手数料、先行技術調査料、弁理士又は弁護士手数料その他産業財産権の取得に要する費用として市長が認める経費	250,000円	
産業財産権取得事業(実用新案権、意匠権及び商標権)	産業財産権(申請日の属する年度に設定登録され、又は拒絶査定されたものに限る。)の取得。ただし、設定登録後に実用新案技術評価請求を行う場合については、実用新案権(申請日の属する年度に実用新案技術評価書の送付を受けたものに限る。)の取得及び実用新案技術評価請求とする。	産業財産権の取得に要する出願手数料、登録料、電子化手数料、出願審査請求手数料、実用新案技術評価請求手数料、先行技術調査料、弁理士又は弁護士手数料その他産業財産権の取得に要する費用として市長が認める経費	150,000円	
インターンシップ実施事業	インターンシップ(守口市ものづくり企業人材確保支援事業(モリクルート事業)を利用して実施するインターンシップを含む。)の実施	インターンシップの実施に当たり実習生が加入する傷害保険料、損害保険料及び賠償責任保険料、実習生の交通費その他中小工業者がインターンシップを実施するに当たり実習生に要する費用として市長が認める経費	100%	20,000円

詳細については、以下ホームページをご覧ください。下記まで問い合わせください。

地域振興課 TEL06-6992-1490



守口市商業振興事業支援補助金

守口市工業活性化支援補助金▶

